

大分県報

平成三十年
号外 (二)
三月三十日

(金曜日)

目次

規則

- 大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正……………
- 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正……………
- 大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部改正……………
- 青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部改正……………
- 大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………

規則

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日

大分県規則第五号

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年大分県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「十八の項」を「十九の項」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六号

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（昭和三十二年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「及び第五十三条」を「第五十三条及び第五十五条の三並びに附則第五項から第七項まで」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七号

大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年大分県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院（看護職員が従事する場合に限る。）

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第八号

青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和四十一年大分県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、同条第四号中「青少年有害情報フィルタリングサービス」の下に「（条例第二十二條第一項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。次条において同じ。）」を、「申出」の下に「又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（条例第二十二條の二第二項に規定する青少年有害

平成三十年三月三十日

情報フィルタリング有効化措置をいう。次条において同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出を加え、「書面」を「書面等」に改め、同号を同条第二号とする。

第六条の三の見出し中「申出」を「申出等」に、「書面」を「書面等」に改め、同条第三号中「条例第二十二條の二第一項に規定する携帯電話端末等」を「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二條第七項に規定する携帯電話端末等をいう。」の番号又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない特定携帯電話端末等（条例第二十二條の三第二項に規定する特定携帯電話端末等）に改める。

第六条の四（見出しを含む。）中「携帯電話インターネット接続役務提供者等」を「携帯電話インターネット接続役務提供者等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第九号

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の介護保険法関係事務の項中

指定居宅介護支援事業者指定申請手数料

指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料

指定介護療養型医療施設指定申請手数料

介護医療院開設許可申請手数料

を削り、

を

大分県報号外（規則）

介護医療院変更許可申請手数料
介護医療院許可更新申請手数料

率」を「遮蔽率」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

に改め、同表の建築基準法関係事務の項中「建ぺい